

石垣市立適応指導教室設置要綱

平成9年6月3日

教育委員会告示第9号

改正 平成13年3月26日教委告示第1号

平成26年6月30日教委告示第13号

平成27年6月1日教委告示第16号

(趣旨)

第1条 石垣市の不登校児童生徒数は毎年増加傾向にあり、不登校児童生徒の学校適応を促進するため、適応指導教室「あやばに学級」を開設する。

(目的)

第2条 不登校の児童生徒に対し、自立の心を高め、社会性を身につけさせるための指導援助を行うことで学校適応を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 石垣市内の小中学校で不安など情緒的混乱等による不登校児童生徒とし、具体的には次に示す状態がいくつか見られる者とする。

- (1) 学校に行く意志はあるが行けない。
- (2) ひきこもり傾向があり、学校刺激・登校刺激に対して過敏・拒否反応がある。
- (3) 自分の意志を表現するのが極めて乏しく、生活全般において無気力さや消極さが見られる。
- (4) 「あやばに学級」に通う意志を持っている。
- (5) 精神的な疾患がなく、怠学傾向がない。
- (6) 学校に復帰したい意志がある。

(期間)

第4条 石垣市立小・中学校の授業日に準ずるが、学年始めは3週間程度の学校適応期間をおくものとする。

(援助指導及び活動内容)

第5条 援助指導及び活動内容は、主に次のとおりとする。

- (1) 学級内での適応指導
- (2) 学級外での適応指導
- (3) 宿泊学習・体験活動
- (4) 学習指導
- (5) 連携指導

(入級及び退級等)

第6条 入級及び退級等の手続は、次のとおりとする。

- (1) 開級期間中は随時受け付ける。
- (2) 該当すると思われる児童生徒の学級担任は、校長、教育相談担当者、医師等並びに保護者及び本人と入級について十分話し合う。
- (3) 原籍校の校長は、教育相談申請書(様式第1号)、児童生徒の概要(様式第2号)及び支援相談申請承諾書(様式第3号)を教育長へ提出する。
- (4) 保護者と本人の面接相談(原則3回)を経て、石垣市立適応指導教室入級及び石垣市青少年センター通所等検討委員会で協議し入級決定をする。
- (5) 指導員による援助指導や保護者、原籍校及び関係機関と連携の結果、学校復帰又は転出等と

なった児童生徒に対して保護者は、適応指導教室退級願い(様式第4号)を教育長へ提出し、教育長は、適応指導教室退級通知書(様式第5号)をもって原籍校の校長へ通知する。

- (6) 年度末には支援を終結し、教育長は、年度末における児童生徒の支援終結通知書(様式第6号)をもって原籍校の校長へ通知する。

(留意事項)

第7条 留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 不安など情緒的混乱等による不登校と判断しにくい児童生徒については、関係機関との連携を図る。
- (2) 早期に対応すると学校適応も早いため、不登校を長引かさないよう、学級担任は、保護者と入級について早めに相談する。
- (3) 退級後又は年度末の終結後、登校支援の必要がある児童生徒においては、一定期間登校支援を行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年教委告示第1号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成26年教委告示第13号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年教委告示第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。